

山田みやこの活動報告

令和元年12月8日(日)

第22回シェルターシンポジウム2019 in 東京

～世界基準に沿った日本のDV・性暴力対策を～

場所 東洋学園大学フェニックスホール

「Wait NO More」を合言葉にNPO法人 全国シェルターネットが主催。今年で22回目の開催となる。

《シンポジウム》

第4回世界女性シェルター会議報告

2019年11月5～8日 台湾高雄市での報告

〈報告者〉NPO法人 女のスペース・おん

代表理事 山崎 菊乃 氏

中絶を巡る状況からみる女性運動に対するバックラッシュ

[イタリア]

1978年に母体保護法ができるまでは、中絶は犯罪とみなされていた。1960年～1970年代、女性参政権獲得後も相変わらず父権制度は強く、宗教的なモラルが女性を縛り付けていた。

1978年、母体保護法により妊娠90日までの中絶が許されるようになった。しかし法的案件を満たしていても、中絶は犯罪行為との認識で医師が拒否。

2015年、18歳以上の女性は処方薬なしで緊急避妊薬を購入できるようになった。

[オーストリア]

妊娠3ヶ月まで、女性に身体的・精神的なリスクがある場合、胎児に深刻な障害のある場合、女性が0～14歳未満の場合。

[ベルギー]

妊娠12週まで、女性の健康に深刻なリスクがある場合、胎児に回復できない疾患がある場合。

[クロアチア]

妊娠10週まで、母子の健康や生命が危険な場合、レイプや物理的・精神的な抵抗ができない状況での妊娠の場合。



山崎 菊乃 氏

[スペイン]

妊娠12週まで、母子の健康や深刻な障害がある場合、レイプによる妊娠は警察に届けていないと中絶できない。

[ポーランド]

母体に命の危険がある場合、胎児に重篤な障害がある場合、レイプによる妊娠。

[マルタ]

全面的に禁止、犯罪となる。故意に流産を引き起こした女性にも18ヶ月～3年禁固刑が科される。

〈報告者〉 NPO法人女性ネットSayaSaya

代表理事 松本 和子 氏

平等と経済的エンパワーメント

[台湾] ルース・テンジュ・リーさん

DV被害の子どもたちを対象に2013年から1,600人の子どもをサポート。10代で妊娠した若い親たちのグループへのサポートやリーフレットを配布。28,000人の若者が教育プロジェクトに参加し高校資格を取れるよう財政的なサポートシステムやカウンセリングを行う。

[ケニア] フェイス・ナフラ・ワクラさん

経済的に女性がエンパワーメントされても、女性への暴力はなくなる。父権男権社会のステレオタイプが残っている。加害者は力を持ちたいので、女性が力があるというより大きなスキームを身に付けることが必要。

植民地の抑圧の中にいた20億人の人たちが草の根から声を上げることが求められる。

[アメリカ] ミカ・スパングラールさん

(国連財団の人道問題担当ディレクター)

女性であるという理由で暴力を受ける。女性を助けるためユニセフを通じて資金を出している。女性が経済的な力を付けることで貧困から立ち上がれる。

早い結婚とDVで出産。出生届のない子どもたちは学校に行けず、人権としての教育を受けられずにいる。途上国の全ての子どもに出生届を出すよう、アメリカの国務省は途上国に働きかけている。



松本 和子 氏

《パネルディスカッション》

- ・日本の性暴力被害の現状と性暴力被害者支援法の必要性について

性暴力救援センター・大阪SACHICO

阪南中央病院産婦人科医 加藤 治子 氏

女性と子どもたちの性の尊厳を守り・育てるためには

1)性暴力と人権教育

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ
の確立(性と生殖に関する健康と権利)

2)性暴力被害者支援法の制定

病院拠点型ワンストップセンターが必要



加藤 治子 氏

- ・子どもの性暴力被害の現状と課題

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会

愛育研究所 山本 恒雄 氏

〈現状〉

大半は被害申請されず発見・発覚しないままとなっている。周囲が気付いても無視や行動上の問題に転換され、子どもが守られない。

ネグレクト・DV環境の下で発生している。

〈課題〉

刑法犯罪被害者と認定されていない被害者の支援、性暴力被害の未然防止と性暴力対応の周知、性の健康発達と自己決定権の教育。